

4-1-6. 維持管理・活用段階

構想・計画、設計・施工という一連の道路の景観形成（デザイン）の流れのなかで一貫して継承されてきた景観形成（デザイン）方針は、管理の段階においても継承し、良好な景観を保ち、育てていく必要がある。

維持管理

日常たゆまず継続されることが重要です。

肌理細やかで丁寧な管理は、結果的にシンプルで控えめな美しい道路景観を生み出します。

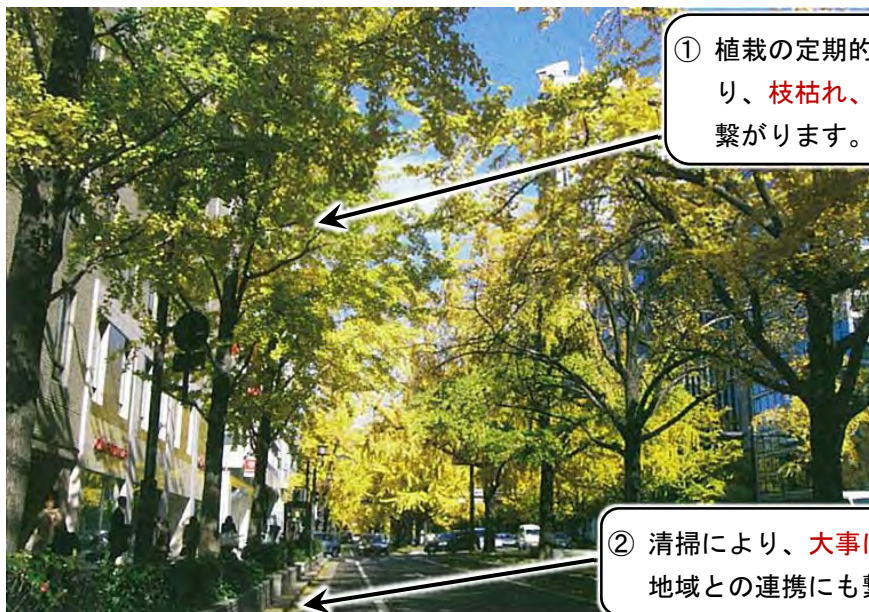


写真 4.1.150 道路の管理

※参考文献 4-1-2 より（大阪・御堂筋）

活用

地域活動の場として開放することが重要です。

利用されることが、景観としても望ましいものとなります。

真 4.1.4 道路の活用

（1）維持管理

道路の維持管理においては、整備時の景観形成方針が継承されるように配慮することが必要である。

①管理の基本的な考え方

道路の整備、景観検討によって生み出される「価値」と比較して妥当な「管理」をすることが必要です。特に質の高い景観への配慮が求められる区間では、地域と連携しながら対応することが必要です。

また、時間の経過と主に味わいを増す「エイジング」とよばれる効果にも配慮することが望まれます。

②日常管理の重要性

道路の維持管理とは、道路本体・道路附属物の日常管理、路面清掃、緑地除草・整枝剪定など、路面・構造物・附属物などの維持をいいます。

日常の維持管理は地味ではありますが、日常たゆまず継続され、肌理細やかで丁寧な管理は、結果的にシンプルで控えめな美しい道路景観を生み出します。

清掃、点検、物品等の更新あるいは交換等は美しさを維持するための基本中の基本です。良く維持された道は利用者の協力が得られやすいのに対して、ゴミや雑草を放置した道は加速度的に汚くなります。

また、のり面のエロージョンは放置すればますます見苦しくなるばかりでなく、のり面崩壊に至ることすらあるため、**こまめに修復**します。

構造物の排水施設の維持、排水による汚れの清掃、鋼製構造物にありがちな浮き錆の処理、塗り直しなども美しさの維持の基本です。道路附属物や道路占用物件についても、**汚らしいまま放置しない**ようにすることが求められます。

▲ 改善が望まれる例



写真 4.1.151 破損した防護柵

石材などの使用は、変形や破損に際し、迅速な修繕・復旧が難しい。

※参考文献 4-1-4 より

③景観形成方針を継承した維持管理

維持管理の段階においても、構想・計画、設計・施工の一連の道路の景観形成の流れのなかで一貫して継承されてきた景観形成方針は、管理の段階においても確実に継承されなければなりません。そのことによって、良好な道路景観が保たれ、育まれていきます。

したがって例えば、**計画・設計時の方針に反する以下のようなことは、極力避けねばなりません。**

- ・道路附属物等の維持補修・更新で、当初設計と異なる仕様やデザインのものとの交換する。
- ・歩道のタイルの交換等で、既存のものとは全く違う材料で補修（アスファルトでパッチング等）する。
- ・小さいカーブの内側に管理段階で補植して見通しを悪くする。
- ・眺望を楽しむために切土のラウンディングや切り落としを施したところに植樹を加える。

④時間経過に伴う管理

道路の施設、構造物、附属物らは経年的に劣化します。そのため、更新整備の必要性も生じますが、その時でも景観形成方針を継承する必要があります。ただし、情勢・状況に変動がある場合には見直しを含めて検討する必要があります。

また、時間の経過とともに、交通安全のための防護柵や標識・看板類などが徐々に増えていくことが予測されます。これらの設置は、**必要最小限に抑える**ことが求められますが、増設する場合においても計画・設計時の方針を継承したものとしなければなりません。

なお、健全に生育した植栽やエイジング効果が表れた石・レンガ等には、新設のものでは代替できない時間の蓄積による価値が生じているため、通常の管理とは異なる対応が求められます。

⑤景観形成方針の維持管理段階への継承

景観形成方針を維持管理段階へ継承することが望まれます。このため、公共事業景観カルテや、景観アドバイザー会議での資料や議事録、自己点検チェックシートを参照する必要があります。

(2) 景観の点検と地域との関わり

既存道路の景観保全においては、日常的な景観の点検とともに、沿道住民や道路利用者と協同して点検を行い、維持管理や景観改善に資する事業の実施に活用することが重要である。

① 日常の景観の点検

既存道路の景観においては、ゴミの不法投棄や落書き等による人為的な汚損、また構造物の劣化や植木の生長等の自然的な変化について、**日常の点検により道路管理者が状況を把握**しておくことが重要です。

② 地域住民との関わり

道路景観の状況等について、きめ細かな把握を行うためには、道路管理者単独での取り組みに加え、地域住民や道路利用者と協同した取り組みを進めることが重要です。地域住民や道路利用者は、日々の暮らしの中で、使いやすさ、歩きやすさ、走行しやすさといった道路の景観検討に欠かせない観点について、実体験に基づく貴重な情報を有しています。このため、道路管理者と住民等が、例えば、共に道路を歩いて良好な景観が保全されている箇所や景観を阻害している要因等を抽出する等、**協同して景観の点検**を行うことが考えられます。それによって、道路管理者が地域住民等の道路景観に対するニーズを把握するとともに、それぞれの問題意識等を共有することが重要です。

また、将来の整備や管理に活かすべき事項については、その内容と対応方針をまとめて適切に引き継ぎ、反映させることが重要です。

改善したい景観

好きな景観・残したい景観

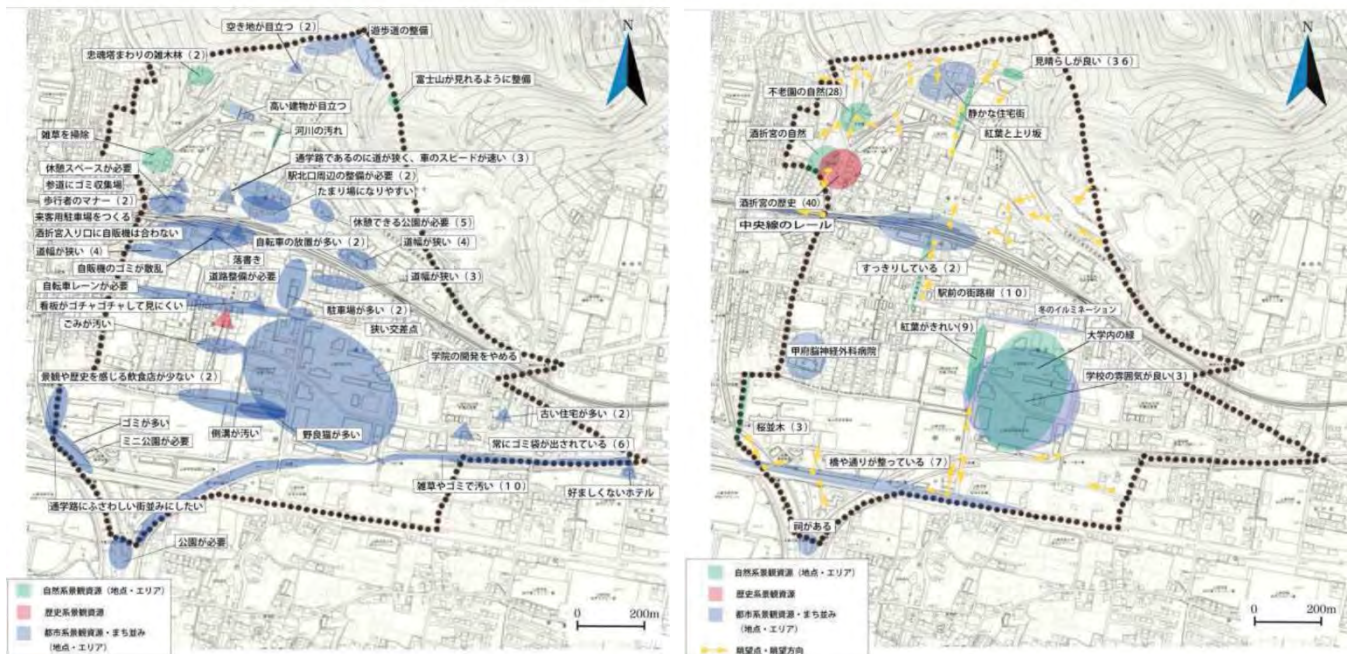


図 4.1.29 住民による景観の点検

※資料提供：甲府市

(3) 関係者との協力体制の構築と支援

道路の景観を良好な状況で維持し育んでいくために、**関係者との協力体制を構築**するとともに必要な支援を行うことが望ましい。

①関係者との協力体制の構築

道路の景観は、道路自体の状況の良否に加えて、沿道の状態の良否によって大きく左右されます。道路の景観を良好な状態で維持し、育んでいくためには、道路管理者の努力だけでは限界があり、管理における協力体制を構築することが必要です。

これまでも特定非営利活動法人、町内会等の民間団体が「ボランティア・サポート・プログラム」や「アダプト制度」などの位置付けで、道路空間を活動の場として清掃や花壇の整備等に取り組んできました。

近年は道路空間のオープン化が進み、道路空間を活用した賑わいの創出に対するニーズが全国的に高まってきたことから、民間団体と道路管理者が連携して道路空間の利活用と道路の管理の一層の充実を図る目的で道路協力団体制度が創設（平成28年改正道路法）されました。これより、今後は**道路協力団体等との協力体制の構築**が求められ、**まちづくり会社等によるエリアマネジメントとの連携**を図っていくことも求められます。また、日本風景街道は、郷土愛を育み、日本列島の魅力・美しさを発見、創出するとともに、多様な主体による協働のもとに景観、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした国民的な原風景を創成する運動であり、風景街道パートナーシップにより多様な協力体制を構築していくことが望まれます。

なお、整備においても民間活力の導入が進んでおり、適切な景観となる連携が求められます。



写真 4.1.152 市民による花植え活動
※写真提供：甲斐市（甲斐市）



写真 4.1.153 生徒によるゴミ拾い
※参考文献 4-1-18 より（富士吉田市・吉田高校）

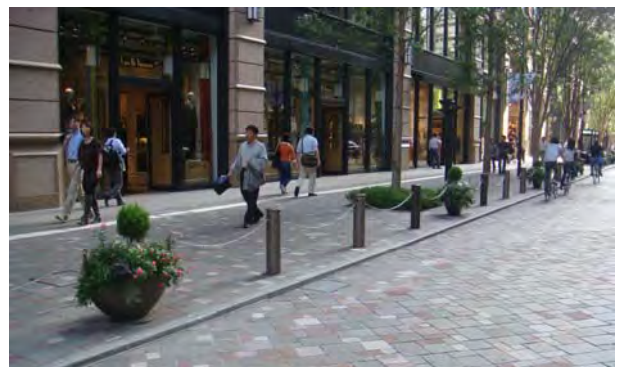


写真 4.1.154 まちづくり協議会による維持管理
（東京・丸の内仲通り）

用語解説

道路協力団体制度

道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援する制度です。道路管理者と連携して業務を行う団体として法律上位置づけることにより、自発的な業務への取組を促進し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ろうとするものです。

道路協力団体指定の実務に関しては、必要な事項を「道路協力団体指定準則」として規定されています。対象は、道路協力団体としての活動を適切かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、道路管理者の審査（活動実績：継続性、協力性、活動姿勢など、活動実施計画：実効性、貢献度、協調性）により道路協力団体に指定されます。

これにより、業務を行うにあたって物件等の道路占用が必要な場合の手続きが円滑・柔軟化されるほか、道路空間を活用した収益活動が可能となります。なお、その収益は道路の管理に還元頂きます。

公的活動イメージ



道路空間の修景



除草・植栽活動



不法占用調査



オープンカフェ



広告マネジメント



レンタサイクル

写真 4. 1. 155

※参考文献 4-1-19 より

道路協力団体の業務内容（道路法第 48 条の 21）

- ①道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。（例：道路の清掃、花壇整備、歩道の段差解消のためにステップの設置等の軽易な工事）
- ②①のほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、下記に掲げるものの設置又は管理を行うこと。
 ※国土交通省令で定める工作物、物件又は施設について、以下のものを規定。（道路法施行規則 第 4 条の 20）
 1. 看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件又は歩廊、雪よけその他これらに類する施設で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの（例：歩行者等の通行注意看板、案内板、街灯、歩廊）
 2. トンネル上、高架下等の自動車駐車場及び自転車駐車場で道路の通行者等の利便の増進に資するもの（例：小型モビリティ用駐車場、シェアサイクル駐輪場）
 3. 道路の路面に設ける自転車、原付、小型自動車等の駐車等に要する器具で道路の通行者等の利便の増進に資するもの（例：シェアサイクル施設）
 4. 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの（例：掲示板）
 5. 標識又はベンチもしくはその上屋、街灯等で道路の通行者等の利便の増進に資するもの（例：歩行者休息スペースやバス停等のベンチ及び上屋、案内板、街灯）
 6. 食事施設、購買施設等で道路の通行者等の利便の増進に資するもの（例：オープンカフェ、マルシェ）
 7. 道路に関するイベントに係る広告塔、ベンチ、露店、看板、標識、アーチ等で道路の通行者等の利便の増進に資するもの（例：道路に関連したイベント開催に要する機材）
- ③道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。（例：道路の不具合箇所、不法占用物件等の発見及び道路管理者への通報）
- ④道路の管理に関する調査研究を行うこと。（例：交通量調査、道の駅の利用者ニーズ調査）
- ⑤道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。（例：通勤・通学の安全確保に関する意見交換、占用許可制度に関する啓発活動、無電柱化等の施策に関するワークショップの開催）
- ⑥①～⑤に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

②協力団体への支援

道路景観の管理に協力参加する団体に対しては、必要な資材の提供、活動に対する助言などを行い、活動の活性化や事業の継続化に資する必要な支援を行うことが必要です。

事例紹介

アダプト制度の支援制度「やまなし土木施設環境ボランティア」

県が管理する道路、河川及び公園の美化活動（ボランティア活動）を通じて、土木施設の維持管理及び地域の環境に対する意識の高揚を図り、快適なまちづくりを推進することを目的とした制度があります。

自治会や有志の集まりなど5人以上の団体が申請者となり、県が管理する一定以上の規模の施設を対象として登録し、活動要件を満たした場合は、清掃・美化などの活動に必要な道具類（清掃用具、肥料、植栽用の種子など）の支給するほか、傷害保険への加入（適用範囲に制限がある）を県から支給しています。



写真 4.1.156 南アルプス市

活動内容の例

- ・ 清掃：清掃、ゴミ拾い、歩道・植樹柵等の草取り
- ・ 除草：樹木の剪定（中、低木）、路肩・法面・河川内・堤防等の草刈り
- ・ 除雪：歩道の除雪
- ・ 花の植栽：土木施設の管理上支障にならない遊休地等への植栽
- ・ 情報提供：土木施設の破損等の連絡
- ・ その他：環境ボランティアが特に希望する美化作業で管理上支障がないもの

※参考文献 4-1-13 より

（4）植栽管理

市街地の道路の植栽管理では、緑陰効果等をもたらす緑量豊かな状態を保全することが望まれる。沿道住民等の理解を求め、**管理協定等によって緑量の確保を図ることや、植栽基盤の拡大等を図ることが必要となる。**

①日常的な管理

強剪定などの過剰な管理は樹木の生命力を衰弱させるため、**過剰な管理は行わない**ようにしなくてはなりません。そのためには、設計の時点から、過剰な管理を必要とするような植栽を整備しないことが重要です。

一般にいわれる植栽管理のうち、必要に応じて以下を行ないます。

- ・ 整姿剪定（枝抜き・徒長枝剪定）刈込み等
- ・ 整理伐 萌芽伐 枯損木除去 補植 植替え 倒木起こし等
- ・ 土壌改良（深耕・送気を含む耕耘）等
- ・ 除草、蔓切り、除伐等

○ 望ましい例



写真 4.1.157 整枝剪定による樹形の維持

※参考文献 4-1-3 より（東京・絵画館前通り）

▲ 改善が望まれる例



写真 4.1.158 歩車道境界の道路植栽の強剪定
建築限界を確保する必要以上の強剪定により、キャノピー等の植栽効果は発揮されていない。

※参考文献 4-1-3 より

▲ 改善が望まれる例



写真 4.1.159 強剪定

必要な管理として、病虫害に対する消毒等が管理といわれますが、人に被害をきたす場合は早急に対処しますが、自然に放置しても樹木が健全な状態であれば大きな被害を受けることはなく、自然と消滅する場合があります。

また、樹勢を維持するために施肥等の管理を行います。一時期の樹勢回復には効果があるものの、強壮な個体形成のためには必ずしも好ましいものではないことを念頭において、慎重に行わなければなりません。

重要なことは、樹木を健全なものにしておくことであり、そのためには良好な植栽基盤を当初から用意しておくことです。ひこばえ（根元の萌芽）の除去等も樹勢を維持するために必要ですが、ひこばえの発生は樹勢の衰えが原因であることも多いため、樹勢回復を図ることが先決です。

②経年的な管理

高木等の植栽には風倒に対するために支柱を設けます。ただし支柱の役目は根系が伸展して活着するまでのことで、それ以降は支柱があるために植栽木の揺れが制約されて幹折れしたり、結束によって幹の生育が阻害されます。そのため、時期を見計らって、**支柱を外す**が必要です。

※樹林化整備の場合【参考】

植栽は通常将来形を見越した密度で植込みますが、苗木による樹林化整備では、苗木の生育を促進し、雑草などの侵入を抑えるために、当初は成木が健全に生育できる密度を超えた植栽を行います。それでも当初は苗木に対する雑草による被圧が予測されるため、**樹冠が林床を覆うまで除草が必要**です。その後、生育した苗木は相互に被圧する状況となるため、樹林化整備では適期に適切な間伐を行うことが必要となります。

③植栽基盤の管理

植栽にとって、日常的な管理の中で、**最も重要なのは土壌改良**です。植栽は、その基盤が良好なものであることが重要であり、日常的な管理に加えて、状況に応じた基盤の充実を図るように努める必要があります。そのためには植栽基盤を拡大することが最も効果的ですが、それが困難な植栽基盤の土壌は、汚染または疲弊して植栽を支える資質を失います。その場合に施肥を行うことが多いですが、肥料分が過剰になると植栽が軟弱なものとなるため、土壌の部分的な入れ替え等で対処の方が効果的です。

④景観形成（デザイン）方針の継承

植栽は道路のイメージを規定する重要な景観構成要素です。したがって、計画・設計における景観形成（デザイン）方針が樹木の生育によって具現化されるように、適切な管理を行う必要があります。このため、管理のガイドラインを取りまとめ、景観形成（デザイン）の意図が継承されるようにすることが重要です。

また、眺望の取り込みを図っている場所で、樹木の生育によって眺望が阻害された場合には、**伐採を行って景観形成（デザイン）の意図を継承**することが求められます。

4-1-7. 景観アドバイザー制度の事例

景観アドバイザー制度の成果 事例② 「八ヶ岳南麓風景街道」

- 八ヶ岳南麓風景街道は、「自然と美しく共生するふれあいの道、感動の道、やさしい道」をコンセプトとする取り組み。
- 地域のNPO、民間団体を主体として、北杜市・山梨県が参加。
- ワークショップ2回を含め、景観アドバイザーを5回派遣。
- 官民協働のモデルケースであり、北杜市の景観計画策定の牽引的取り組みとなった。



【H22.7.15 ワークショップの実施状況】

■八ヶ岳南麓風景街道のシーソーブリックが完成しました
 長い道のりの道のりでも、景色を堪能できる道のり「遊歩道」は、自然と共生するふれあいの道、感動の道、やさしい道。景観アドバイザーの取り組みにより、地域のNPO、民間団体を主体として、北杜市・山梨県が参加。ワークショップ2回を含め、景観アドバイザーを5回派遣。官民協働のモデルケースであり、北杜市の景観計画策定の牽引的取り組みとなった。



■山梨県の広報番組で紹介されました
 山梨県の広報番組で紹介されました。

【風景街道の活動事例(広報誌「SCENE8」より)】

高原大橋往來車の増速り直し ペンキ塗りボランティア募集

高原大橋往來車の増速り直し、ペンキ塗りボランティア募集です。高原大橋往來車の増速り直し、ペンキ塗りボランティア募集です。高原大橋往來車の増速り直し、ペンキ塗りボランティア募集です。



【H22.11.28 山梨毎日新聞 朝刊掲載】
 山梨毎日新聞 朝刊掲載

北杜・八ヶ岳高原大橋駐車場 防護柵 茶色にお色直し

風景街道の景観配慮で実践
 「八ヶ岳高原大橋駐車場」の防護柵を茶色にお色直ししました。風景街道の景観配慮で実践。八ヶ岳高原大橋駐車場の防護柵を茶色にお色直ししました。



【H22.12.1 八ヶ岳ジャーナル掲載】
【ワークショップの結果を受けて実施されたボランティア活動】

景観アドバイザー制度の成果 事例③ 「亀甲橋」

- 昭和8年に改修された亀甲橋は、現在、塗替工事中。
- 塗替工事に先立ち、峡東建設事務所で景観検討を実施。
- 市民参加のワークショップ3回を含め、景観アドバイザーを10回派遣。
- 歴史や市民の想いに配慮した色彩を採用した。



【H22.9.29 第3回ワークショップの実施状況】

山梨日報 2011年(平成23年)9月8日 木曜日

山梨市のシンボルに「亀甲橋」お色直し

濃赤色80年前の姿再現へ

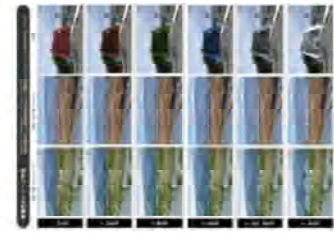
「懐かしい」と住民 名所化期待

山梨市が、昭和8年に改修された亀甲橋、着替われに亀甲橋に塗り替わると、改修しない1932年(昭和7)年以前、塗り替わった。3代目の亀甲橋、(区界)三つ折れも山梨市、市界も山梨市。

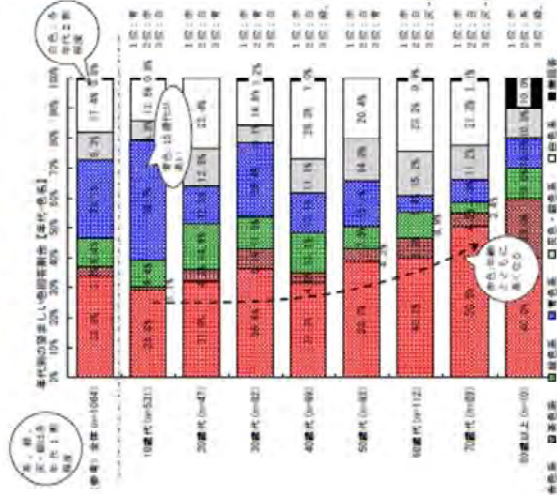
「懐かしい」と住民、名所化期待。山梨市が、昭和8年に改修された亀甲橋、着替われに亀甲橋に塗り替わると、改修しない1932年(昭和7)年以前、塗り替わった。3代目の亀甲橋、(区界)三つ折れも山梨市、市界も山梨市。

山梨市が、昭和8年に改修された亀甲橋、着替われに亀甲橋に塗り替わると、改修しない1932年(昭和7)年以前、塗り替わった。3代目の亀甲橋、(区界)三つ折れも山梨市、市界も山梨市。

【H23.9.8 山梨日日新聞 朝刊掲載】



色彩選定アンケートで提示した候補色のイメージ



【市民への色彩選定アンケートの結果】

山梨市のシンボルとして (シンボル性の向上、原点復帰) ~くさかへの歴史や市民の想いを未来につなげていく~

【ワークショップでの主な意見】

- 地域の中でも「桜木会」や「くさかへ通り」など昔の名前に愛着が残っている。昔の風景を再現する赤色がよい。
- 印象に残るように、めがね橋を目立たせる・新立させる色がよい。
- 亀甲橋のように昔のものを残すことで、若い人も伝えていけるし、周囲の家なども景観に配慮するようになるのではないか。
- この場所の亀甲橋に相応しい色を検討してほしい。(山梨市)

候補色の歴史写真 (第3回ワークショップ)

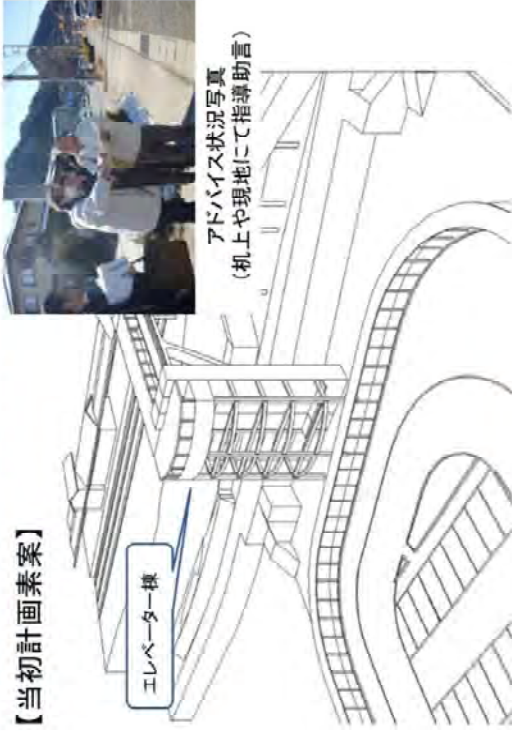
昭和28年当時の色 (モノクロ写真から再現)

【景観アドバイザー制度を利用したコンセプトの整理結果】

〈市町村事業〉 景観アドバイザー活用事業の成果 事例「上野原市 駅周辺整備」

- 上野原駅周辺整備計画に基づき、駅南口を整備するもの(H29供用予定)
- 計画のコンセプトは、「桂川をのぞむ景観の中で、人の賑わいや温かみを感ずるまちの実現」
- 当初計画に対する主なアドバイザーは、
 - ・ 圧迫感の軽減
 - ・ エレベーター棟のデザインは単一としない。(全面壁は×)
 - ・ ルーバーを間引いて設け、単一感をなくす。
 - ・ ルーバーの部材は大きくかつ、それぞれに隙間を作り、遠くからもきめが分かるようにすると、陰影で建物のボリューム感を抑えられる。
 - ・ 擁壁や階段の壁の面は、できるだけ見えないような工夫をする(植栽等により隠す)。 など
- アドバイスを受け、
 - ・ ルーバー等の設置によるエレベーター棟の圧迫感の軽減
 - ・ 植栽等により擁壁等を極力見せないような工夫 など

【当初計画素案】

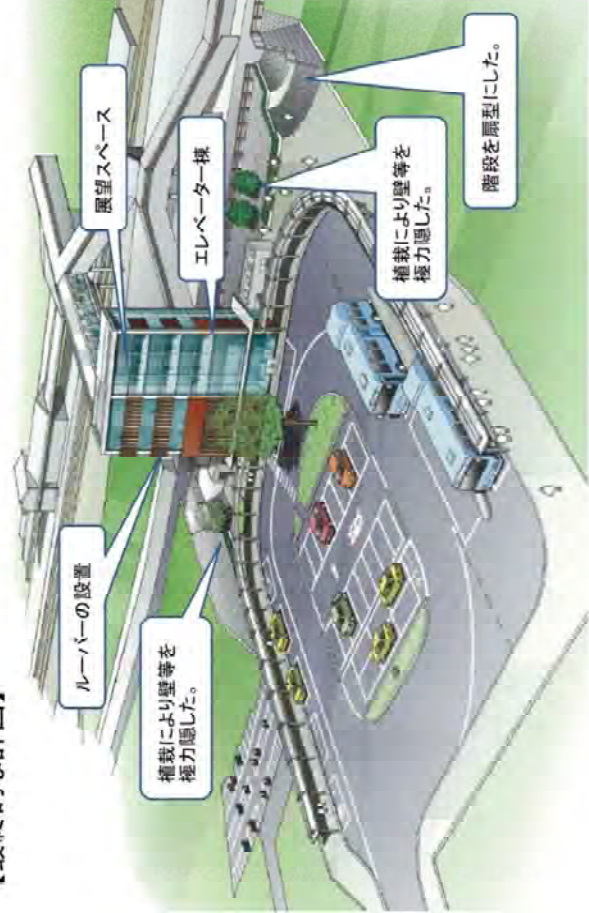


【山梨日日新聞掲載(H26.6.26)】

上野原駅整備の概要固まる
南口に公共交通集約



【最終的な計画】



【事例】〈市町村事業〉 忍野村道の舗装事業 (H26)

- 新名庄川沿いの村道の舗装事業
- 景観と調和した舗装材の選定を景観アドバイザーによる専門的助言を交え決定



施工業者さんを交え舗装材を検討



様々な場所に舗装サンプルを置き、
周囲と調和する舗装材を検討



着工前



完成